○国家公安委員会告示第十五号

政令 平 成二十八年 (平成二十 八年 熊本 政 地 令第二百十三号) 震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する に より 指定された平 成二十八年 熊 本 地 震 に よる災害に 関 Ļ 特 定 非

第 項 \mathcal{O} 規 定 に 基づ き、 同 条 第 項 \mathcal{O} 規定 に よる特 定 権 利 利 益 に係る満 了 日 を 延 長 でする措 置 に 0 7 て 次 0 لح

おり定める。

常

災

害

 \mathcal{O}

被

害

者

0

権

利

利

益

の保

全等を図

る

た

8

 \mathcal{O}

特

別

措

置

に

関

する法

律

平

成

八

年

法

律

第

八十

五.

号)

第三条

平成二十八年五月二日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

用 特 和 に 三十五 さ 掲 定 特定 れ げ 権 非 た 利 る 常災 年法律第百五号) 市 法 利 令 町 益 害 村 \mathcal{O} に \mathcal{O} 条項ごとに、 係 \mathcal{O} る満 区 被害者 域 に 了 \mathcal{O} 住 日 第五 所 を 権 平 延 利 (警備 -成二十 + 長 利 す 益 える措 業法 条の八第六項の規定による特定権利利 の保全等を図るた 八 年 置 (昭 熊 以 本 和 下 兀 地 + 震 「満 七 に . Б 年 了 際 の特 法 L 日 律 災 延 第百 害 |別措| 長 措 救 十七 置 置に 助 法 関 号) という。 (昭 す 第五 る法 益につい 和二十二年 条 第 律 \mathcal{O} 第三条第 ては、 匹 対 象者 法 項 律 及 その主たる営業所 び 第 は 道 項 百 路 + 次 \mathcal{O} 交通 規定 \mathcal{O} 八 号) 表 法 に \mathcal{O} が よる 上 昭 適 欄

又は主たる事務所の所在地)を有する者又は法人であって同表の下欄に掲げるものとし、満了日延長措置に

よる延長後の満了日は、平成二十八年九月三十日とする。

合格証明書の交付を受けている者	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第四号
できなかった者	
三第二項の規定による許可の更新を受けることが	
い事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七条の	
海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得な	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第三号
銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者	
震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟	一銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第二号
現に許可済猟銃を所持している者	一銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第一号
	号)第五条の二第一項第一号
講習修了証明書の交付を受けている者	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六
対象者	対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項

	•	•		7			7				1
道路交通法第五十一条の八第六項			銃砲刀剣類所持等取締法第八条第一項第一号			銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第二項				銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第五号
を受けた法人道路交通法第五十一条の八第一項に規定する登録	教習資格認定証の交付を受けている者	による許可を受けた者	銃砲刀剣類所持等取締法第四条又は第六条の規定	た者	による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受け	銃砲刀剣類所持等取締法第七条の三第二項の規定	。)を受けた者	条の三第二項の規定により更新された許可を除く	定による猟銃又は空気銃の所持の許可(同法第七	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規	教習修了証明書の交付を受けている者

	道路交通法第九		道路交通法第九十六条の二		道路交通法第九		道路交通法第九		道路交通法第九		道路交通法第九	道路交通法第八十七条第六項
て準用する場合を含む。)	九十六条の三第一項(同条第二項に		十六条の二		道路交通法第九十二条の二第三項		交通法第九十二条の二第二項		道路交通法第九十二条の二第一項		7.十条第一項	八十七条第六項
免許試験を受けようとする者(同条第二項におい	道路交通法第九十六条の三第一項に規定する運転	験を受けようとする者	道路交通法第九十六条の二に規定する運転免許試	証の交付を受けた者	道路交通法第九十二条の二第三項に規定する免許	証の交付を受けた者	道路交通法第九十二条の二第二項に規定する免許	証の交付又は更新を受けた者	道路交通法第九十二条の二第一項に規定する免許	格した者	道路交通法第八十九条第一項の運転免許試験に合	仮免許を受けた者

普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付	道路交通法第百条の二第一項第一号
る免許の取消しを受けた者	
道路交通法第九十七条の二第一項第五号に規定す	道路交通法第九十七条の二第一項第五号
る免許証の有効期間の更新を受けなかった者	
道路交通法第九十七条の二第一項第四号に規定す	道路交通法第九十七条の二第一項第四号
る免許証の有効期間の更新を受けなかった者	
道路交通法第九十七条の二第一項第三号に規定す	道路交通法第九十七条の二第一項第三号
る卒業証明書又は修了証明書を有する者	
道路交通法第九十七条の二第一項第二号に規定す	道路交通法第九十七条の二第一項第二号
を有する者	
道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面	道路交通法第九十七条の二第一項第一号
免許試験を受けようとする者)	
て準用する場合にあっては、同項に規定する運転	

普通自動二輪車免許を受けている者	道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第一
	号(同条第三項において準用する場合を含む。)
大型自動二輪車免許を受けている者	道路交通法施行令第二十六条の三の三第一項第三
	項において準用する場合を含む。)
	号)第二十六条の三の三第一項第二号(同条第三
大型自動二輪車免許を受けている者	道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十
了する日における年齢が七十五歳以上のもの	
免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満	一道路交通法第百一条の四第二項
了する日における年齢が七十歳以上のもの	
免許証の更新を受けようとする者で更新期間	道路交通法第百一条の四第一項
免許を受けた者	
普通免許、大型二輪免許、	道路交通法第百条の二第一項第二号
免許を受けた者	

道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号に	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号
に規定する免許を受けていたことがある者	
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ホー	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ホ
に規定する教習の課程を終了した者	
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ハ
に規定する卒業証明書を有する者	
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ロ	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第一号ロ
普通自動車免許を受けている者	道路交通法施行令第二十六条の四第三号
普通自動車免許を受けている者	道路交通法施行令第二十六条の四第二号
普通自動車免許を受けている者	道路交通法施行令第二十六条の四第一号
	号(同条第四項において準用する場合を含む。)
普通自動二輪車免許を受けている者	道路交通法施行令第二十六条の三の三第二項第二
	号(同条第四項において準用する場合を含む。)

る外国等の行政庁等の免許を受けていたことがあ	
普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ
規定する講習を終了した者	
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号に	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号
がある者	
関する外国等の行政庁等の免許を受けていたこと	
普通自動二輪車に相当する種類の自動車の運転	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ホ
に規定する教習の課程を終了した者	
道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ハ
受けようとする免許に係る卒業証明書を有する	道路交通法施行令第三十三条の六第二項第一号ロ
に規定する免許を受けていたことがある者	
道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第一項第二号ハ
規定する講習を終了した者	

を有する者	
道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面	道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ
規定する講習を終了した者	
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号に	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号
に規定する教習の課程を終了した者	
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ
受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ロ
習を終了した者	
道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講	道路交通法施行令第三十三条の六第三項第三号
ある者	
する外国等の行政庁等の免許を受けていたことが	
原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関	道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号
る者	

道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ
を有する者	
道路交通法第八十九条第三項後段に規定する書面	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ
する成績を得た者	
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ
する成績を得た者	
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ
する成績を得た者	
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニに	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニー
受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ
する成績を得た者	
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホー
受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ

る運転免許取得者教育の課程を終了した者	
道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定す	道路交通法施行令第三十七条の六第三号
る講習を終了した者	
道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定す	道路交通法施行令第三十七条の六第二号
講習を受けた者	
道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げ	道路交通法施行令第三十七条の六第一号
る免許を受けようとする者	
道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定す	道路交通法施行令第三十四条の五第五号
○ る普通自動車仮運転免許を受けようとする者	
道路交通法施行令第三十四条の五第四号に	道路交通法施行令第三十四条の五第四号
する成績を得た者	
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ
する成績を得た者	

•	 技 能	安委	技能	道路	十号)	道路						道 路
	能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第	委員会規則第三号)第十七条第一項第一号	検定員審査等に関する規則(平成六年国家公	路交通法施行規則第二十六条の二)第十八条の二第一項	路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六		路交通法施行令第三十九条の二の四		路交通法施行令第三十七条の六の二第二号		道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号
二号に規定する講習を修了した者	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第	一号に規定する成績を得た者	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第	特定失効者又は特定取消処分者	る講習を終了した者	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定す	経歴証明書の交付を受けようとする者	道路交通法第百四条の四第六項の規定による運転	定する運転免許取得者教育の課程を終了した者	道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規	定する講習を終了した者	道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規

やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付
項の申請をすることができなかった者	
条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一	
給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十	の支援に関する法律第十条第三項
やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等
	号)第十条第二項
	の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六
犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等
定証の有効期間の更新を受けた者	
を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認	
警備業法第五条第二項の規定による認定証の交付	警備業法第五条第四項
	家公安委員会規則第四号)第五条第一項
特定失効者	運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国

	び字句の意味によるものとする。
それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及	備考。この表中の用語の意義及び字句の意味は、
一項の申請をすることができなかった者	
六条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一)第六条第三項
等を救済するための給付金の支給に関する法律第	金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号